

申請 佐渡市

コンビニエンスストアでの
証明書交付の停止

改元に伴う作業のためコンビニエンスストアでの各種証明書の交付サービスを停止します。ご不便をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。

停止期間 4月26日(金)

↓市民課(内338) / 課税課(内324) / 納税課(内551)

社会保険等に加入した方へ
国民健康保険脱退の
手続きが必要で

国民健康保険(国保)に加入していた方が、勤務先や家族の社会保険等に加入した場合、国保脱退の手続きが必要です。

脱退の手続き方法

①直接保険年金課(市役所第1庁舎)へ

物国保被保険者証と社会保険等の健康保険証(国保を脱退する

方全員分)、個人番号カードまたは個人番号通知カード

異動届(市HPからダウンロード可)に必要な事項を記入し、国保を脱退する方全員の国保被保険者証と社会保険等の健康保険証のコピーを同封し、〒185-8501 保険年金課へ※手続き完了後に通知を郵送

4月以降国保に加入していた期間がある方は、加入期間の国保税が発生するため、納税通知書を7月中旬に世帯主へ郵送します。加入月数を確認のうえ、納付してください。

↓保険年金課(内315)

市民アンケートに
ご協力を

総合ビジョンに掲げる各施策をさらに進めていくにあたり、市民アンケートを実施します。調査票が届いている方は、ご協

平成30年度施策評価として、総合ビジョンに掲げる各施策の平成29年度の進捗状況を、オーナー(市役所附属棟)・本多図書館駅前分館・市HPで公表しています。

↓政策経営課(内442)

平成30年度施策評価を
公表

対住民基本台帳から無作為に抽出した18歳以上の方3千人

↓政策経営課(内442)

今月の市税

Table with 2 columns: 税目, 納期限. Includes 国民健康保険税(随時納付) 5月7日(火)

お近くの金融機関などで納付をお願いします(ゆうちょ銀行(郵便局)では納期限後は納付できません) / 市税を納付いただくときは、税目・期別を確認してください / 市税の納付は、便利な口座振替をご利用ください / バーコード、確認番号などが付いている納付書はコンビニエンスストア・モバイルレジ・クレジットカード(インターネット利用)でも納付いただけます(納期限まで)。詳しい納付方法はお問い合わせください

休日納税窓口
市税のほか、納期限内のもので納付書をお持ちいただいたものに限り、負担金・使用料なども納付できます。また、納税相談もできます。

Table with 2 columns: 日時, 場所. Includes 4月28日(日) 午前8時30分~午後5時, 納税課(市役所第1庁舎)

→納税課(内553)

今月の保険料

今月は次の保険料の納期です。
介護保険料(過年度分)
後期高齢者医療保険料(過年度分)
納期限 5月7日(火)

3月に①65歳②75歳になった方 / 本市に転入してきた方 / 所得に変更があり、保険料が増額した方など

Table with 3 columns: 保険料名, ①介護保険料, ②後期高齢者医療保険料. Includes 高齡福祉課(いずみプラザ内) ☎(042)321-1301, 保険年金課(内319)

※4月中旬に過年度分として納付書を郵送します
年金天引きの方は4月15日(月)に天引きしました

宿泊助成・
新能鑑賞助成

姉妹都市佐渡市を
訪ねてみませんか

佐渡市で市指定保養施設を利用する場合、宿泊費を助成します。
助成金額 小学生以上1人3,000円(年1回) 市に住民登録している方または市勤労者福祉サービスセンターの会員で在勤の方とその家族定200人 下表の保養施設に宿泊予約をした後、利用日前(おおむね2週間前まで)に印鑑をお持ちのうえ、直接人権平和課(ひかりプラザ内)へ 10人程度以上の団体で申請する場合は事前にご連絡ください / 指定保養施設を利用した方が、佐渡市で新能を有料で鑑賞した場合、その料金の一部または全部を助成します。詳しくはお問い合わせください

平成31年度指定保養施設一覧

Table with 4 columns: 地区, 施設名, 住所(佐渡市), ☎(0259). Lists facilities like 佐渡ランドホテル, 佐渡グリーンホテル, etc.

→人権平和課☎(042)573-4378

児童に関する手当・医療費助成制度

各種手当などを受給するには、申請が必要です。所得制限や手当額・支給開始月など詳しくは、お問い合わせください。

Table with 3 columns: 名称, 対象, 概要. Lists various child support and medical expense assistance programs.

児童育成手当・障害手当の
申請受け付け

5月7日(火)から、平成31年度児童育成手当・障害手当の申請受け付けを開始します。手当は申請月の翌月分から支給します。現在手当を受けている方は、申請不要です。
ひとり親家庭、障害のある児童を養育している保護者で平成30年分の所得が所得制限限度額未満の方(下表参照)
①印鑑②申請者名義の銀行口座番号が分かるもの③児童育成手当申請者は戸籍謄本(全部事項証明書)※本籍地が本市の方は省略可④障害手当申請者は愛の手帳1~3度または身体障害者手帳1・2級

Table with 2 columns: 扶養親族等の数, 所得制限限度額. Lists income limits for different numbers of dependents.

※老人扶養親族1人につき10万円、特定扶養親族1人につき25万円を加算
※平成30年分の源泉徴収票は給与所得控除後の金額、平成30年分確定申告書は所得金額の合計欄で確認してください
※総所得から社会保険料控除(一律8万円)を引いた金額を上表と比較してください。また、対象控除は所得から控除することができます
対象控除・控除額 雑損・医療費・小規模企業共済掛金・特別配偶者控除の相当額、障害者控除27万円、特別障害者控除40万円、寡婦(夫)控除27万円(未婚でも適用)、寡婦特別控除35万円(未婚でも適用)、勤労学生控除27万円
※詳しくは子ども子育てサービス課へお問い合わせください
→子ども子育てサービス課(内378)

市役所への申し込み・問い合わせの時間は、特記がない場合は月曜日から金曜日午前8時30分~午後5時(正午~午後1時を除く)の受付となります。